譲渡権（第26条の2）

譲渡権は、映画以外の作品について、原作品やコピーを、公衆に売るなどして渡すことについての権利です。

概要

ひとことで言うと

譲渡権のイメージ



条文

条文を読む（第26条の2）

第二十六条の二（譲渡権）

著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

行政資料

文化庁の説明

著作権テキストは、譲渡権は主に、無断で大量につくられた海賊版がまとめて転売された場合に、その販売を止められるように設けられたと説明しています。

適法に譲渡された物には権利が及ばなくなるので、店で買った本や CD を転売するのは自由だとしています。

特定の少ない人へのプレゼントは、公衆への譲渡ではないので、権利は働かないとしています。

文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 20ページ（譲渡権）

図解 一度売られた物の行方（消尽）

適法に売られた物には、その後、譲渡権が及ばない

権利者 ▶ **権利者の許諾を受けて販売**（書店・CD ショップなど） ▶ **買った人**

転売する

譲渡権は及ばない（消尽）

海賊版を売る

譲渡権が働く

適法に譲渡された物ではない

まとめ

まとめ

1. 譲渡権は、映画以外の作品の原作品やコピーを、公衆に譲渡することについての権利（第26条の2第1項）。
2. 一度適法に譲渡された物には、その後は及ばない（消尽、第26条の2第2項）。
3. 特定の少ない人への譲渡は、公衆への譲渡ではない。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken